

附則

この法律は、公布の日から施行する。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律

臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事」を「復旧工事」に、「家屋等の復旧工事」に関する協議及び裁定（第八十条―第八十九条）を「削除」に改める。

第二十八条第一項及び第二項中「準備金」の下に「並びに家屋等の復旧費であつて、第五十三條の二第一項の規定により事業団が負担すべきもの」を加える。

第三十一條第一項第一号中「（家屋等について生じたものを除く）」を削り、同項中第七号を削り、第八号及び第九号をそれぞれ第七号及び第八号とし、同条第二項中「前項第九号」を「前項第八号」に改める。

第三十二條第二項中「、同項第五号」を「並びに同項第五号」に改め、「並びに同項第七号の貸付の相手方、限度、方法、利率及び期限」を削る。

「第三章 農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事」を「第三章 復旧工事」に改める。

第四十八條第一項中「（家屋等の復旧を目的とするものを除く。以下この章において同じ。）」を削る。

第五十一條第一項第五号中「及び負担金」の下に「、都道府県補助金」を加える。

第五十三條の次に次の一条を加える。

（事業団の負担）

第五十三條の二 事業団は、賠償義務者又は第五十二條の受益者が第六十六條第三項の規定により家屋等の復旧費に充てるべき納付金又は負担金の全部又は一部を納付することを要しなかつたときは、その家屋等の復旧費の一部を負担しななければならない。

2 前項の規定により事業団が負担すべき額は、賠償義務者又は受益者が納付することを要しなかつた納付金又は負担金の額に、その家屋等の復旧費の総額からその家屋等を復旧するために必要な盛土その他の地盤の復旧工事及びこれに起因する家屋等の補修工事に要する費用（以下「地盤等復旧費」という。）の二分の一を控除した残額に對し、その家屋等の復旧費の総額から地盤等復旧費を控除した残額が有する割合を乗じて得た額とする。

第五十六條に次の一項を加える。
5 第一項の実施計画が家屋等の復旧を目的とするものであるときは、同項の認可を申請する実施計画には、その鉱害に係る被害者の同意書（その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面）を添附しなければならない。

第五十七條第二項中「（家屋等を除く。）」を削る。

第六十八條第一項中「又は第五十二條の負担金として事業団が徴収すべき金額を」若しくは第五十二條の負担金として事業団が徴収すべき金額又は第五十三條の二第一項の規定により事業団が負担すべき金額に改め、同項ただし書中「又は第五十二條の負担金の額のうち、その請求の時までに事業団が徴収した額を」若しくは第五十二條の負担金の額のうちその請求の時までに事業団が徴収した額又は第五十三條の二第一項の規定により事業団が負担すべき金額の合計額」に改める。

第四章 削除

第八十條から第八十九條まで 削除
第九十四條第一項中「又は公共施設を、公共施設又は家屋等」に改め、同条第二項中「又は農業用施設を、農業用施設又は家屋等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項及び第二項の規定により家屋等の復旧を目的とする復旧工事の施行者に対し国及び都道府県が交付する補助金の合計額は、地盤等復旧費の額の二分の一とし、国及び都道府県が交付する補助金の額の割合は、政令で定める。

5 賠償義務者又は第五十二條の受益者が第六十六條第三項の規定により家屋等の復旧費に充てるべき納付金又は負担金の全部又は一部を納付することを要しなかつた場合において第一項及び第二項の規定により家屋等の復旧を目的とする復旧工事の施行者に対し国及び都道府県が交付する補助金の合計額は、前項の規定にかかわらず

ず、同項の規定による額とその納付することを要しなかつた納付金又は負担金の額から第五十三條の二第一項の規定により事業団が負担すべき金額を控除した残額に相当する額との合計額とする。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第四十八條第一項の改正規定は、昭和三十三年度の復旧基本計画から適用する。

○水田国務大臣 ただいま議題となりました特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

特別鉱害復旧臨時措置法は、太平洋戦争中の強行出炭による特別鉱害を急遽かつ計画的に復旧することによつて、民生の安定、国土の有効利用をはかり、あわせて石炭鉱業の健全な発達を期せんとするものでありまして、昭和二十五年に法律の施行以来着々その成果を上げて参つた次第であります。

すなわち、昭和三十一年度末までに百億円に上る復旧工事が完了することとなり、これをもちまして、河川、道路、鉄道、水道、学校等公共施設関係の復旧工事は、すべて終了するわけでありました。

しかしながら復旧促進のため尽してきたあらゆる努力にもかかわらず、はなはだ遺憾なことではあります。農地および家屋の一部につきましては、その復旧工事の一部について法律の有効期限であります本年の五月十一日において未完了のものが残る見通しであります。これは家屋につきましては、その復旧費が炭鉱からの納付金のみに

よつてまかなわれるとともに、その納付期日が法律の有効期限以後にならざるを得ないという理由によるものであり、農地関係につきましては、主として現地の工事能力からくる制約に基いてゐるものであります。農地の復旧には、大量の土が必要となりますが、河川の浚渫による土量を計画通りに使用できなかつたり、あるいは土取場が次第に遠隔となり、工事能力の低下を来した等の事情によつて、いかにしても法律の有効期限以後に残らざるを得ないことになつたわけであります。

ここに提案いたしました改正案は、以上に御説明申し上げた状況にかんがみ、残工事の適正な施工を確保するため、法律の有効期限を昭和三十三年三月末日まで延長することを内容とするものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

臨時石炭鉱害復旧法は、鉱害復旧事業を中心として鉱害を計画的に復旧することにより、国土の有効利用及び民生の安定をはかり、あわせて石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達を期せんとするものでありまして、昭和二十七年に法律の施行以来、着々その成果を上げてきたところであります。すなわち、昭和三十一年度末までに、農地関係十三億、河川、道路、水道等の公共施設関係十四億、合計二十七億に上る復旧工事が完了することとなり、特別鉱害の復旧と相俟ちまして、鉱害地の状

況は、大幅に改善されつつある次第であります。

本改正案は、家屋を本法により復旧することができるようにして、その復旧を促進し、民生の安定をはかることに、農地及び公共施設関係の復旧工事とあわせて、総合復旧の実をあげんとするものであります。次に各改正事項につき、その概略を御説明申し上げます。

改正の第一点は、家屋等、すなわち、住宅、店舗、倉庫等の建物及びこれらの建物の用に供される土地等を復旧基本計画の対象に加え、その復旧工事費のうち、地盤の復旧費及びこれに起因する家屋等の補修費の半額に相当する額の補助金を国及び都道府県から交付することとしたことであり、このため、国庫からの補助金として七千万円を三十二年度予算に計上し、さしあたり約一千戸の家屋復旧を計画しておりますが、民生の安定および被害の総合的な復旧に資することとをわけて大なるものと確信いたしておる次第であります。

改正の第二点は、家屋等の復旧に際しまして、その復旧費のうち、賠償義務者たる被災者が負担すべき部分を負担する資力を有せず、またはその所在がわからない場合には、国、都道府県及び被害復旧事業団の三者が、当該被災者が負担すべき部分を負担して復旧することとしたことであります。

改正の第三点は、家屋等を復旧することができるよう改めることに伴い、まして、家屋等の復旧工事に関する協議及び裁定に関する規定を削除したこととであります。すなわち、現行法におきましては、家屋等が復旧工事の対象

から除外されておりますために、その復旧促進の一助といたしまして、家屋等の復旧につき通商産業局長が当事者間の協議のあっせんを行い、または裁定をすることができるよう制度を設けておりますが、家屋等を復旧することができるよう改めることにかんがみまして、本制度を廃止することとし、今後は、このような問題につきましては、家屋のみならず、農地その他の関係をも含めまして、広く、被災法による和解の仲介制度を活用していく所存であります。

以上はまだ簡単であります。改正案につきまして概略御説明申し上げた次第であります。

本改正案は、現地における被害者の方々を初め、関係者各位の熱心な御協力によりまして、初めて国会に提案できる運びに至つたわけでありまして、この法案が制定されることとなりまして、たゞには、法律の円滑な実施に努め、被害復旧の促進に一そう努力する所存であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○福田委員長 以上両案に対する質疑は後日にこれを行うことにいたします。

○福田委員長 次と同じく本委員会に付託せられました、内閣提出商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案及び信用保証協会法の一部を改正する法律案を一括議題とし、審査に入ります。まずその趣旨の説明を求めます。水田通商産業大臣。

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条ノ三の次に次の一条を加える。

第六条ノ四 商工組合中央金庫ノ資本金ヲ十五億円増加シ之ヲ千五百萬口ニ分チ一口ノ金額ヲ百円トス

第八条ノ三の次に次の一条を加える。

第八條ノ四 政府ハ第六條ノ四ノ規定ニ依ル資本金ノ増加ノ為十五億円ヲ商工組合中央金庫ニ出資ス

第二十八條第一項第五号中「所屬組合又ハ其ノ構成員ノ為ニ」を削る。

第二十八條ノ三に次の一項を加える。

商工組合中央金庫ハ前項ノ規定ニ依リ國、公共団体又ハ銀行其ノ他ノ金融機關ノ業務ヲ代理シテ所屬組合又ハ其ノ構成員以外ノ者ニ貸付ヲ為シタルトキハ其ノ貸付ニ因リテ生ズル債務ノ保証ヲ為スコトヲ得

第二十九條第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 中小企業等協同組合又ハ其ノ構成員ノ事業ノ発達ヲ図ル為必要ナル施設ヲ行フ法人ニ対シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ短期貸付ヲ為スコト

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第八條ノ四の改正規定の施行に伴い政府の出資すべき金額は、昭和三十一年度において出資するものとする。

信用保証協会法の一部を改正する法律案

信用保証協会法の一部を改正する法律案

信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十條の次に次の一条を加える。

（国の融資）

第二十條の二 政府は、協会に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による保証について、保証債務の額を増大するため必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするため必要な資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の利率は、年三分五厘以内において、政令で定める。

3 政府は、第一項の規定による貸付をする場合において、その貸付を行う目的を達成するため必要があるときは、貸付に条件を附するものとする。

第三十九條に次の一項を加える。

2 第二十條の二第一項の規定による貸付及同条第三項の規定による条件の附加は、通商産業大臣が行ふものとする。但し、通商産業大臣は、その貸付又は条件の附加を行ふとき、大蔵大臣に協議しなければならない。

附則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

○水田通商産業大臣 ただいま提案になりました商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の理由及びその概要を御説明申し上げます。まず提案の理由について御説明申し上げます。

商工組合中央金庫は、中小企業等協同組合の系統金融機関であり、最近の情勢にかんがみ、同金庫の果す役割はいよいよ重要となつてきておりますので、この際商工組合中央金庫法の一部を改正してその機能の強化、充実をはかり、もつて中小企業の組織化の推進、その一その振興に資することといたしたいと考える次第であります。これが本法律案を提案する理由であります。

次に、本法律案の概要を御説明申し上げます。第一は、政府の商工組合中央金庫に対する出資金を増加することであり、商工組合中央金庫は、戦前、政府、民間それぞれ同額の出資をもつて発足したのでありますが、その後数々の経緯を経て、現在では政府出資十二億四千二百十萬円、組合出資十五億九千七百九十萬円、合計二十八億四千萬円の資本金となつております。

御承知の通り、商工組合中央金庫の貸出金利は、最近における数次の引き下げにもかかわらず、なお割高であり、一その引き下げをはかることが当面重要な問題の一つとなつております。そのためにはもとより同金庫自身の経営の合理化、並びに所屬組合の協力に期待することが大きいのであります。

的に大きくしなければならぬことは当然でございます。こういう意味で、高炉及び軋転を中心といたしまして、設備の拡充をはかることがまず第一の策であります。ただ御承知のように、日本の現在の状況では、また将来を見通しましても、くず鉄の不足が相当大き

い隘路になっておりますので、高炉を
作ると同時に、転炉を中心とした設備
の拡充策を行うということにいたして
参りたいと思ひます。

次に、設備の拡充を行いますには、
同時に原料の確保が問題であるわけで
あります。原料関係につきましまして
は、東南アジア、インド、中南米等に
おきまして、鉄鉱石の鉱山につきまし
て、従来に引き継ぎましてさらに設備
投資を行ひまして、長期的に原料鉄石
の確保をはかるということが第二の長
期対策と相なるわけでありま。また
同時に、これら遠隔の地に鉄鋼の原料
を求める関係から申しまして、やはり
その鉄鋼のコストに大きな内容を占め
ます鉄鉱石の輸送につきましても、鉄
鉱石の専用船を建造することを早急に
はからなければならぬわけでありま
すが、これらによりまして鉄鉱石の運
賃の節約をはかりまして、国際競争の
力を強化するということにやつて参り
たいと思つております。

なお鉄鋼の鉄源といたしまして、た
だいま申しましたように、遠く海外に
鉄鋼の鉄源を求めなければならぬこ
とはやむを得ないのであります。し
かし国内的に見ましても、若干まだ未
利用の鉄資源がある。御承知のように
砂鉄でございまして、磁鉄鉱の關係は、
従来技術的にもだんだんとその利
用の方法が出て参りまして、今後これ
らの活用をはかつて参りたいというふ
うに考えております。

ただいま申しましたような設備と原
料の確保、それに伴う輸送設備とい
うようなことを中心といたしまして長
期の安定をはかつていかなければなら
ないというふうに考えております。

○小平(久)委員 私承わりたいの
は、今御説明があつたようなことはこ
数年來聞いておるので、わが国の鉄
鋼の生産について、たとえば三十五年
なら三十五年というものを目標にし
て、一体今御説明になつたような施策
が現実にとりい方途で進められてお
るのか、そういう点を承わりたいので
す。今御説明になつたようなことは、
こ数年來同じようなことを何回も何
回も承わつてゐるので、大体われわれ
は承知しておるところなんです。それ
にもかかわらず若干生産が増加してい
ることは承知しておりますが、依然と
して鉄鋼は足らぬ。そのときどきに輸
入等によつて何とかお茶を濁してお
る。こういう状態なので、もう少し根
本的な目標を立て、また施策を現実
に推進していくというところにもう行
かなければならぬ段階じゃないかと思
うんです。局長が来ないといふやうだ
が、何らか大臣から決意だけでもと
りあえず承わつてみたいと思ひます。

○水田国務大臣 今官房長から説明が
ありましたように、国内の増産計画は
計画として立つております。それに
よつて増産をしていくというためには
鉄鉱石の確保といふものがまず一番必
要でありますので、現在七百十萬ト
ン鉄鉱石を輸入しておりますが、今の計
画によると年々百万トンプツ鉄鉱石の
輸入をふやさなければならぬ、こうい
う計算になりますので、この百万ト
ンの輸入をどうふやすかというための
フィリピン、マレー、インド等の開
発計画を立てておまして、これに設備
投資を行なつていくということが一
つ。

それから今御説明しましたように、
中南米という遠いところからも鉄鉱石
を持つてこなければならぬということ
になります。距離が遠い、運賃が高
くなつてコストが高くなるというこ
とから、鉄鉱石専用の船を作るとい
う計画によつて、遠いところからも持つ
てくる。そうして当面近場の開発をや
つて年々百万トンプツの鉄鉱石を確保し
ていく。そうしていけば今のうちに鉄
くず依存の態勢といふものは緩和され
る。今米国に鉄くずの交渉に参つて
います。年々日本はこういう調子で
ず鉄に依存するのじゃないんだ。この
四、五年間が辛いので、だんだんにこ
の依存度が減つていく。こういう増
産計画に日本はなつてゐるんだとい
うこと、こちらの計画を全部持つてい
つて向うにも説明して、日本の状態を訴
えるといふことをやつておられます
ので、もしそういう計画のこまかい数字
がお入り用でしたら、あとから整理し
てお配りしますが、一応そういう計画
を立てて、くず鉄だけに依存しない態
勢に持つていく。そこでそのために必
要な鉄源の開発は年々百万トンプツ
の計画を進めていく、こういうのが大
体の計画であります。

○松平委員 ちよつと関連して御質問
申し上げたいのですが、昨今の今ごろ
でありましたか、やはり日本で、エカ
フェにおいて地域内における鉄鉱資源
の積極の開発を奨励するといふ提案を
しておるわけですが、その後それがど
ういうふうになつたのか。

それから現在フィリピン、ゴア等
やつておられますが、それらの鉄物、鉄
鉱石の開発について日本側から経済協
力と申しますか、そういうことをやつ
ておるところはどこどこくらいであ
るかといふことをこの際お聞きした
いと思ひます。

○松尾(金)政府委員 ただいまの御
質問非常に具体的な御質問であります
ので、まことに申しわけありませんが、
今すぐ重工業局長が参りますから、
ちよつとお待ち下さい。

○小平(久)委員 大体の方向だけは御
説明によつてわかりましたが、今御説明
のあつたり、原料関係がだんだん遠
くなる、だからいわゆる鉄鉱専用船を
作るんだ。こういう話もこれまで数年
来われわれ聞かされておるわけなん
ですが、それが具体的に実現したとい
うことをあまり聞かぬ。これが具体的に
どうなつてゐるのか、これも実際聞き
たいところですが、それと同時に私は
どうも最近の鉄鋼施策をわきから見て
おりますと、願望ばかりいつまでも
やつておつて、具体的に運ぶといふこ
とは一向に進まぬ。何か行政的にも欠
陥があるのじゃないかと思ふ。船の問
題は、もちろん直接的には運輸省の関
係でありましよう。船を用意しても今
度は港灣の方がだめだ、こういう関係
も起つてくるのじゃないかと思ふ。何
か行政的にもう少し各関係省が一致し
てこれを具体化するといふ方途を一つ
この際大臣には考えていただきたい
と思ふのですが、いかがでしょう。

具体的な提案についてあとどういふ
うにそれが進展しておるのであるかと
いうこと。

○水田国務大臣 それをやろうと思
つて、今やつてゐるところです。今
度はなるべく言つたことは実現させる
ようにしたいと思ひます。

○小平(久)委員 それではぜひ具体的
に進めもらひ態勢を整えていただ
くことを希望しておきます。

次に鉄鋼価格の問題ですが、今わ
が国の鉄鋼の価格は、外国に比べると
非常に高い。アメリカあたりに比べると
七、八割も高いのじゃないか。最近船
賃が高いから、輸入すれば、内地の価
格よりも外国のものの方が高いとい
うことになりましたが、CIF価格で比
べれば外国のものの方がはるかに安
い。こういうことでは、さきにも申し
ました通り、わが国の今後の輸出とい
う点からしても非常に大問題だと思
ひます。大臣の重点施策の説明の中
にも、今後は重化学工業方面に輸出
の重点を置くといふことが言われて
おりますが、重化学工業の最も基本
である鉄鋼の価格が、外国に比べて
七、八割も高いといふことは、これ
も高値といふことでは、これまた單
なる願望に終つてしまつて、實際外国
と競争していくことができないこと
になるのではないかと思ひます。

そこでこの価格の問題を今後どう
いう目標で、どういふ施策で外国と
太刀打ちできるようにしようと思つて
おるのか、この点も一つ承わつてお
きたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 御質問は、日
本の鉄鋼価格が外国に比べて割高で
はないか、それに対して今後どうい
う手を打つかといふことですが、確
かにわれわれは従来大体ヨーロッパ
の中流並みと考へておりましたが、

それについて

それについて

それについて

どちらが先に上るかという状況の場合、日本の方が現在のところちょっと悪くなっているのではないかと感じますが、ヨーロッパのベルギーの価格くらいと見ておられます。そんなふうに見えてきておられますが、今後の問題は、何と云っても鉄鋼業の合理化であろうと思つて。従来この方面につきましても、昭和二十六、七年来第一次鉄鋼合理化計画で千億以上の投資をいたし、新鋭圧延設備あるいは平炉の大型化とか、鉄石の事前処理、そういうようなことで日本の鉄鋼業の合理化をする、コークス・レーンも相当よくなった。今後さうな観点からさらに合理化を進める。同時に、結局鉄の問題は資源の問題でございますので、海外の鉄鉱石の確保あるいは高炉、転炉の増設、さうな問題と同時に、従来からの企業合理化あるいは技術の向上、こういうこととあわせてコストの低下をはかつて、国際的に負けないような鉄鋼を作ることを目指していかねばならないと考へております。

○小平(久)委員 重工業局長が参りましたから若干もとへ戻りますが、先ほど来申していることは、鉄鋼政策というものはこの数年来大体同じようなことが唱えられておつて一向具体化しない、一口に言へばさういふことじやないかと思つております。それで今お話にありました通りに、わが国における鉄鋼業の問題というのは、原鉄の関税から申しましてもほとんど海外に依存している、従つてそれと関連して輸送の問題あるいは港灣の問題等々、なかなか通産省だけでは解決できない問題が非常に多いわけです。そこで、局長が

一生懸命やつておられることは承知しておりますが、関係各省庁の間ではとうに一致して強力に進める——機構上の欠陥も実はあるのじやないかと思つておつて具体化しない、さういふ気がするのでありますが、しからば一体三十二年度において今までに比べてどういふことがとりあえず実現される見込みなのか、どういふ点で今年は一歩出られるのか、そこを一つ聞かせてくれませんか。

○鈴木(義)政府委員 御質問の点でございますが、従来何もやつていなかったとおつしやいますけれども、われわれとしては全力をあげて鉄鋼業界と協力してやつてきております。たとえば合理化設備でも、いろいろな圧延設備、たとえば厚板の設備、ストリップ・ミル、さうな設備がどんどんでき上つてコストが安くなり増産も上る、かようなことになっております。それから本年の問題としましては、前にも大臣からお話があったと思いますが、価格安定対策として今われわれとしては鉄鋼需給安定法の立案準備というところでやつております。従来各省との連絡も実はわれわれとして常時いたしておりました。そのほかに、やはり何らか鉄鋼についての政策の中核機関というものの必要を感じておりまして、今度の安定法の中にも鉄鋼政策審議会というものの構想も考へておるわけでありまして。

を大いに促進する、問題は何かと申しまして、鉄鋼の問題でございますから、高炉、転炉を中心とする将来に備へての増産計画を大いに推進する、それに伴つてやはり圧延関係の設備合理化を推進したい、かように考へております。現在資金は御承知の通りいろいろ問題がございます。業界の全部を集めて、本年度の鉄鋼関係の資金需要は相当多額に上るといふ状況でございますが、これらの問題もできるだけ全力をあげて解決していくように努力したいと考へております。

○鈴木(義)政府委員 御質問の点でございますが、従来何もやつていなかったとおつしやいますけれども、われわれとしては全力をあげて鉄鋼業界と協力してやつてきております。たとえば合理化設備でも、いろいろな圧延設備、たとえば厚板の設備、ストリップ・ミル、さうな設備がどんどんでき上つてコストが安くなり増産も上る、かようなことになっております。それから本年の問題としましては、前にも大臣からお話があったと思いますが、価格安定対策として今われわれとしては鉄鋼需給安定法の立案準備というところでやつております。従来各省との連絡も実はわれわれとして常時いたしておりました。そのほかに、やはり何らか鉄鋼についての政策の中核機関というものの必要を感じておりまして、今度の安定法の中にも鉄鋼政策審議会というものの構想も考へておるわけでありまして。

○鈴木(義)政府委員 かわりましてお答えいたします。今御指摘の建値と建値でないもの、これは確かにございまして、従来これは鉄鋼三社が一応建値で間屋を使つておりましたが、内口銭というところになつてやつておるわけでありまして。これは日本の鉄鋼の全体の量の半分が大体それでいってあります。それ以外、前にもよく御説明したと思ひますが、一番高いのは市中相場が出ておるところでございます。さういふことで従来きております。最近御承知かと思ひますが、昨年の九月ころの非常に高かつた状況からいいますと、相当程度落ちついてきておる。もちろん今後の状況がどうなるか、これは予測を許さない面がありますが、一応落ちついてきておる、かような状況でございます。しかし間屋の問題はこれは商取引の慣習がございまして、にわかに間屋をどうするかということもなかなかむずかしいのではないかと、かように考へております。

○鈴木(義)政府委員 御質問の点でございますが、従来何もやつていなかったとおつしやいますけれども、われわれとしては全力をあげて鉄鋼業界と協力してやつてきております。たとえば合理化設備でも、いろいろな圧延設備、たとえば厚板の設備、ストリップ・ミル、さうな設備がどんどんでき上つてコストが安くなり増産も上る、かようなことになっております。それから本年の問題としましては、前にも大臣からお話があったと思いますが、価格安定対策として今われわれとしては鉄鋼需給安定法の立案準備というところでやつております。従来各省との連絡も実はわれわれとして常時いたしておりました。そのほかに、やはり何らか鉄鋼についての政策の中核機関というものの必要を感じておりまして、今度の安定法の中にも鉄鋼政策審議会というものの構想も考へておるわけでありまして。

○鈴木(義)政府委員 御質問の点でございますが、従来何もやつていなかったとおつしやいますけれども、われわれとしては全力をあげて鉄鋼業界と協力してやつてきております。たとえば合理化設備でも、いろいろな圧延設備、たとえば厚板の設備、ストリップ・ミル、さうな設備がどんどんでき上つてコストが安くなり増産も上る、かようなことになっております。それから本年の問題としましては、前にも大臣からお話があったと思いますが、価格安定対策として今われわれとしては鉄鋼需給安定法の立案準備というところでやつております。従来各省との連絡も実はわれわれとして常時いたしておりました。そのほかに、やはり何らか鉄鋼についての政策の中核機関というものの必要を感じておりまして、今度の安定法の中にも鉄鋼政策審議会というものの構想も考へておるわけでありまして。

○鈴木(義)政府委員 かわりましてお答えいたします。今御指摘の建値と建値でないもの、これは確かにございまして、従来これは鉄鋼三社が一応建値で間屋を使つておりましたが、内口銭というところになつてやつておるわけでありまして。これは日本の鉄鋼の全体の量の半分が大体それでいってあります。それ以外、前にもよく御説明したと思ひますが、一番高いのは市中相場が出ておるところでございます。さういふことで従来きております。最近御承知かと思ひますが、昨年の九月ころの非常に高かつた状況からいいますと、相当程度落ちついてきておる。もちろん今後の状況がどうなるか、これは予測を許さない面がありますが、一応落ちついてきておる、かような状況でございます。しかし間屋の問題はこれは商取引の慣習がございまして、にわかに間屋をどうするかということもなかなかむずかしいのではないかと、かように考へております。

○鈴木(義)政府委員 かわりましてお答えいたします。今御指摘の建値と建値でないもの、これは確かにございまして、従来これは鉄鋼三社が一応建値で間屋を使つておりましたが、内口銭というところになつてやつておるわけでありまして。これは日本の鉄鋼の全体の量の半分が大体それでいってあります。それ以外、前にもよく御説明したと思ひますが、一番高いのは市中相場が出ておるところでございます。さういふことで従来きております。最近御承知かと思ひますが、昨年の九月ころの非常に高かつた状況からいいますと、相当程度落ちついてきておる。もちろん今後の状況がどうなるか、これは予測を許さない面がありますが、一応落ちついてきておる、かような状況でございます。しかし間屋の問題はこれは商取引の慣習がございまして、にわかに間屋をどうするかということもなかなかむずかしいのではないかと、かように考へております。

というものはやはり依然として六十万。ところが結論的に言うと、労働力人口が新たにふえる分だけ三十二年度においては吸収するのだ、完全失業者というものは依然として六十万なんだ、こう解するのが普通じゃないかと思ひます。そうすると、さらにこれを言いかえると、三十二年度においてはいわゆる完全雇用というものを目標にしてやっていると、この完全雇用の方向に向つては一步も踏み出せないのだ、三十一年度と三十二年度は同じなんだ、どうもこの表だけを見ていてはさういふふうには私には解釈できないのですが、そう解釈してよろしいですか。

○小出政府委員 今小平先生御指摘のように、就業者数、それから労働力人口、これを差し引きしましたものが結局従来の完全失業者数ということになるわけでございます、これは今年度計画におきまして六十万人、それから来年度におきましてこれを差し引きますとやはり六十万人ということ、完全失業者数におきましては一応横ばいでございしますが、先ほど申し上げましたように、この完全失業者数という統計がいろいろな面におきまして非常に不十分と申しますか、失業者の数を表わします指標としてはやや誤解を生ずるおそれのある表でございまして、三十一年度の経済計画におきましては、主要経済指標の中に完全失業者数という欄を設けておいたのであります、今度の三十二年度の経済計画におきましては、御承知のようにここにございしますように、完全失業者数という表は実は用いなかったわけでございます。と申しますのは、先ほど申しまし

たように、指標としては完全失業者数だけを対象にしておるわけではございませんで、全体としての潜在的なものも含めまして全般的な関連において完全雇用を達成したい、こういうものでございします。従いまして完全失業者数だけを見ますと、ただいま御指摘のように六十万の数字で、横ばいというところで、完全失業者数は少しも減少してないという格好になるわけでございますが、全体としまして、潜在失業者数も含めまして、雇用の内容なり就業状態というものは漸次改善されていく、こういうふうには考へるわけでございます。

○小平(久)委員 せっかくこういう表を公けにしたが、これはならないものはならないで仕方がない、むしろ正直というところになるのかもしれない、どうもわれわれ野党で変な立場ですが、完全雇用を目標にしてやるんだ、やるんだ、失業者が減るんだ、減るんだ、こう言つていながら、どうも一向この表から見るとさういふことにならぬというふうにとらざるを得ないのではない、ただ完全雇用の定義が若干どうか、あるいは完全失業者が就業する見込みだとか、口頭であんながさう答弁されても、公けのこういう表から見ると一向さうならぬのでは、さう言つては失礼かもしれないが、あまり権威のないものになつてしまつて、われわれには納得がいかないのです、一体こういう状態、この五カ年計画なども逐次修正すると言ひが、実質的に失業者が減るといふのはいつごろからさうなる見込みですか。

○小出政府委員 現在経済長期五カ年計画の改訂作業に入つておりますが、御承知のように現在の経済自立五カ年計画におきましては、年々の経済成長率を年五％という年率で計算をしたのです。これは御承知のように、二十九年度当時の計画を策定いたしました時期が、非常にデフレの時期でございまして、五％でも非常に高いといふような意見がむしろ多数意見だったような状態でありました。それをむしろ経済が拡大する政策でもつてその辺まで引つぱつていくといふことで、五％の成長率といふようなことで、現在の長期計画は組み立てられていまして、ございしますが、実際は三十二年の伸びといふものが非常に大きかつたのに引き続きまして、三十一年度は二％の伸びといふことでございまして、実際の実績に合わないといふことで現在改訂作業に入つておりますが、新しい長期経済計画の年々の成長率の試算をいたしましては、一七％ないし一八％という成長率で、その辺の七％、八％の間におきまして、どの辺の成長率におさまるか、これからの計算でございしますけれども、一七、八％の成長率といふことを目標にいたしまして、現在の長期計画に入つております。これによりますと、先ほど申しました経済企画庁で一応考へております二百二十万人というふうな転用可能な潜在失業者数を吸収するには少くとも十年以上はかかる、こういうふうな見通しでございします。

○福田委員長 松平忠久君。日本の貿易の主眼点が依然として対米重点主義というか、そういう工合になつてゐるわけですか。私どもの考えから言うと、漸次対米依存度というものを軽減していつて、さうして他の地域への貿易の発展ということが目標でなければならぬ、こういうふうな思つておるのございまして、一昨年等の貿易を見ますと、漸次その傾向になつてきたように思つたのですが、昨年あたりにまたちよつと逆転し、また今年度の計画においても東南アジア地域における外貨の不足というふうなこともあつて、なかなか伸びないというふうなことに客観的情勢はあるようでありまして、ところが岸総理大臣は、総理大臣代理の時代におきまして、やはり日本の対外経済発展というものは相当東南アジアにも重きを置かなければならぬ、それには国連を通じてその方面の発展をはかりたいといふことをしばしば予算委員会等においても御答弁をなさつておいでになる、そこで国連を通じてやるということも確かに民族主義の非常に旺盛な東南アジア地域においては一つの方法であらうと思ひます。ところで貿易という面から見まして、国連等を通じて東南アジア地域にどういふやり方で発展をしていつたらよいかといふことになりまして、なかなか国連も動かぬのであります。そこで私はお尋ねしたいのは、通産省としまして、大臣はこの国連のどういふような機関をどういふふうを利用して通産産業をあの地域に発展していつたらよいかといふことについて、何か具体的な

策に分れてゐるのですが、対外施策の分についてまずお伺ひしたいと思ひます。

○水田国務大臣 総理大臣が国連を通じてといつたのは、もつぱら通商政策の中でもいづゆる経済協力という部門について言つたことと思つておりますが、日本が国際連盟に加入した以上、日本単独の開発協力というふうなものについて、いろいろ政治的にむづかしい問題があるという場合には、国連の諸国との提携によつて、後進国の開発、経済提携という方向に向ふことが適切であるといふいろいろな面も多からう、そういう場合にはさういふ形で日本の海外協力といふものを推進したい、物を売つたり買つたりする商売上の問題でなくて、後進国、特に東南アジアの開発問題に關してさういふ形でいきたいといふことを総理大臣が言つたものだらうと私どもは解釈いたしております。

○松平委員 私もおそらく経済協力、経済開発というふうなことがおもなる目的で、それを国連を通じてやつた方がいいだらうといふことを岸さんも言われたのだらう、それは私もさう思ひます。そこで東南アジアにおける経済協力は、すなわちあそこの貿易を発展させるには、外貨がないのですから、もう不離不可分の問題であると私どもは考へてゐるのです。ですからどういふものでかからか相当な援助をして、そして購買力をつけてやつて、産業の開発を助けてやつて、それと同時にあわせて貿易の発展を考へるということ、だれもさう考へておられるだらうと思ひます。そこでこの経済協力のことになりまして、通産省は所管外の事項

になりますか、大蔵省の専管であつて、通産省は全然タッチしないということになりますか。

○松尾(泰)政府委員 ちよつとかわりましてお答え申し上げます。経済協力の問題につきましては、もちろん通産省も重要な役所だと考えております。現に通商局に経済協力課というものがあつて、主として総括事務を担当してあります。そのほかもちろん外務省、大蔵省、それから業種によりまして運輸省もございまして農林省等もございまして、密接に連絡をしてやっております。

○松平委員 そうであるとすれば、通産省も相当の発言権を持つてこれを推進していくという立場にあるわけでありまして、この問題に關しては具体的などういうようなお考えを持つて国連を通じてやるのか、言いかえれば、世界銀行というようなものを改組して、もつと日本の発言権を増すということも考えられましょし、また現に日本の持ち分である世界銀行における日本の出資金が相当余つてはいる。この金の中には円である金が相当あるわけでありまして、こういう円で余つていける金を日本側から東南アジアに供与してやつて、そして日本から機械設備なりその他を買わせる、こういうふうなことも一つの行き方ではなからうかと思ひ、またTABの技術援助に關して日本はドルで約九万ドル程度の出資をしてあります。東南アジア地域におきましては、いずれもTABに關しましては相当各国に対して出資をよけいしてこれというを言つておるのではありません、いつの會議にもそれが

出ているようでございます。従つて日本としてはできるだけこういうドルが余つているところで出資して、そういうことを通じて東南アジアの技術援助に向つていくべきではないか、こういうふうにも思ひますが、この世界銀行の余つていける円をそういう方面にお使いになるような気が政府内部にあるのかどうかということをお聞きしたいのであります。

○松尾(泰)政府委員 世界銀行につきましては、率直に申しまして大蔵省が主として日本側の政府では担当してあります。若千私の方は間接でありますので、詳細は存じないのであります。が、今お話のありました世界銀行の資金を通じてという問題につきましては、かなり実現をされていると承知しては、いけるわけでございます。先般も、日本が世界銀行に円を出資したものがございまして、最近の例ではタイ国といつち中南米のチリでありましたか、ルーでありましたか、ちよつと国の名前が忘れましたが、その二国から、日本が世界銀行に出資しております円を借りて日本のものを買いたいという申し入れがありまして、これは実現したのでございまして、もちろん借りた相手国はあとで円を返すわけですが、その円を調達するときにドルなりポンドなりが日本に入つてくる、こういうふうになります。いわゆるドル輸出といふますかポンド輸出の形態にいずれは現われてくるのを、さしあたり円が世界銀行を通じてファイナンスした格好になるかと思ひます。

それからTABの方につきましては、も、各国に技術援助の資金を割り当てておるわけですが、御存じのように今東南アジアの諸国から日本の技術を研修のためにたくさんの方が参つております。それらは大部分国連の技術援助の資金がそれらの国に割り当てられた金でこちらへ研修に来ておる。そういう意味におきましては、日本ももちろん金の一部を出してあります。それが回り回つて効果を上げておると見ていいのじゃないかと思ひます。

○松平委員 円を出資しておる分については確かにあちこちに出ております。出ておりますが、これはもうほんの一部で、私の調べたところによりまして、たしか十七億圓くらいしか今日まで世界銀行の金は出ておりません。あと百何億というものは、まだ日本に余つておる、こういう状態なんでありまして、私は通商産業大臣としてこれをちよつとお考えになつたらどうかと思ひます。これをもう少し有効に活用するといふことを東南アジア地域に一つ何といふか、アプローチしてみようといふことがいいのじゃないか。大蔵省にまかしておくと、そういう観点は比較的薄いんじゃないか、こう思ひます。少し世界銀行のことを御勉強願つて、この金を少し東南アジア方面に円を出すといふことを考えてみたかどうか、こう思ひます。その点は特に要望を申し上げておきます。

それからTABに關しましては、ただいま御答弁があつたけれども実は日本のお出ししておる出資分より日本の受けおる分がずつと多いのです。去年にいたしましては九万ドル出して日本は十四万ドル受けておる、こういう状態なんであつて、日本は受け取り分が多い、こういうわけでありまして、ですから日本がもつと出して、東南アジアの方へこれを技術援助として回してやるような政策をとるべきじゃないか。日本はその中において自分が出した分よりもよけいとつてくるといふようなことは、この東南アジアの技術援助というエカフェの下にあるものといふたしまして、私はちよつとどうかといふふうにも思ひます。従つてこれらの点も大蔵省とよく打ち合せを願つて、もつと技術援助の金を日本が出して、向うへ進出していくというのを考える必要がある。これは大臣就任早々でありますけれども、これらの点については岸構想もありませんので、通商政策としていかにこれをうまく利用するかといふことを具体的に御研究願ひたいといふことを特に御要望申し上げて次に移りたいと思ひます。

これはこの前どこの委員会であるいは問題になつたことかと思ひます。が、東南アジアに關してはやはりよくいかぬといふのは、債権の焦げつきといふことにあるのだらうと思ひます。これは東南アジアだけではなくて、韓国だとかアルゼンチンといふところにもかなりの焦げつきがある。この焦げつきは大体現在の日本の外貨の手持ちの中での程度でありますか、その点を一つお伺ひしたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 インドネシアの焦げつき債権は約一億七千万ドル、それから韓国は約四千万ドルでございます。日本の現在の総外貨保有は十四億内外です。最近ちよつと減りまして、今申しました焦げつきも入れまして十四億前後でございます。具体的な数字を持ち合せておりませんが、またあとで……

○松平委員 その中で、これは外交上の機微の問題もあるけれども、私はある程度やはりインドネシア等については腹をきめなければならぬ段階に来ているだらう、こういうふうにも思ひますが、この点については通産大臣としてある程度のことはお考えになっておることであらうと思ひますが、この点についてお伺ひしたい。

○水田国務大臣 まず一番先にさっきの御要望の件ですが、そういう問題は今通商政策として根本的に考える時期に来ていと思ひます。私が前に申しましたように、こういう政策を実行するのになかなか通産省一省だけで解決できない問題が山積してゐるので、これは関係省で根本的な方針をきめて促進するのでなかつたら立ちおくれになるといふことを考えまして、きょうも私は大蔵大臣に、そういう問題を中心にして、また同時に東南アジアに単独に、日本がさつきの問題を離れても、単独の経済提携をどういうふうに進めていくかといふことになりまして、と、国内の機關の問題になつてきまして、輸出入銀行法とかあるいは開発銀行法といふものと関連させなくてそれがやれるかどうかといふような問題もここで解決するために、関係閣僚會議を至急開きたいと、きょうも予算委員會の席で大蔵大臣に私の方から話したような工合でございまして、この点は至急政府として今後こういう方針で行くんだといふしつかりしたものを関係省の間に立てたいと思つております。今の焦げつき問題も、近く日韓交渉は開かれるところへ来ましたが、この會議と関連してこの解決策も考える。同時にインドネシアの問題も、賠

債交渉は現に始まつておるんですから、やはりそれらとの関連において解決する策もあろうというふうなことで、今政府内部でこの問題は検討中のごさいますので、これは何らかの形でこの焦げつき問題も私は解決できると思つております。

○松平委員 次にお伺いしたい点は、東西貿易のことです。最近政府は、与党の諸君も含めてですが、日本は東西のかげ橋になるんだという言葉を、そういう表現を用いておるのではありません。社会党は前からそういうことを言つておつたけれども、社会党の言う看板をとられたような格好になりました。最近政府が日本は東西のかげ橋になるんだということを言われておるわけです。一体貿易上あるいは通商政策上、東西のかげ橋になるという政策はどういうことをしようという考へであるのか、どんなことを事実考へておるのか、このかけ橋ですね、これを一つ説明をしてもらいたいと思ひます。

○水田国務大臣 一応概念的にはかけ橋の意味はある程度わかるような気がしますが、またこの間言論界のいろいろな批評もございましたが、一体日本の現在の国際的地位で、日本が世界の二つの国のかげ橋になるというふうな大それた考へを持つて、どうそれをやるつもりだ、これは非常に問題だといふ批評も出たくらいでございまして、私自身もこのかけ橋という意味が今のところはつきりわかりませんので、これは一つあとで総理大臣に御質問願ひたいと思ひます。(笑)

○松平委員 私、そのかけ橋などということをむやみに言うべきでない、こういう考へがあるもので、全く同感です。少し大それているではないか、このういふういふに思ひます。そこで、かけ橋の議論は抜きにいたしまして、そういう考へ方をもつてやるということになりますと、これは一種の多角貿易のような形態もしくは多角決済というふうな形態をとるということが一つのかけ橋の内容にならうかと思ひます。たとえば昨年でありましたか、七百万ドルのセメントが中共へ出た。ところが中共の貿易を見ておりますと、中共のセメントがほとんどソ連へ入つておる、こういう実情なんです。私もそれはソ連が中共からセメントを買うなどというところはほとんど想像もしていません。ところが実際は、あの貿易の統計を見ましても、ほとんどソ連が中共からセメントを買つておる。その穴埋めに日本からほとんどセメントを中共へやる、こういう実情なんです。こういうことはかけ橋にならうかと思ひます。この問題に別といたしまして、この問題に関連して、また東南アジアに戻りますけれども、東南アジア諸地域におけるところの貿易協議といふか、地域内における貿易に関する協議会を作らう、また貿易関係の地域内の一つの特別な機構を作りたい、こういう考へ方がインドその他にかなりあるように思われるのであります。またこの考へ方は、確かに中共及びソビエトもこれに賛成しているのではありませんか、このういふに思ひます。ところが日本の態度はきつめてあまいものでございまして、東南アジア地区における一つの共通の基盤といふか共通の利害関係を協議するところの、やや常設

的な貿易の審議機構を作りたいという意向がインドネシア、ビルマその他の国にかなりある。ところがこれに反対しておるものはイギリスでありアメリカであるといふふうに思われるので、そこで日本がその中に立つて非常に困つておる、こういう態度ではなからうかと私は思ひますが、そういう一た東南アジアに新たに彼らが提唱しつゝあるところの常設の貿易関係の協議機構といふものを作ることに對して、大臣はどういう考へを持っておられるか、それをちよつと伺ひたいのです。

○水田国務大臣 一昨年でしたか香港でそういう会議が持たれたときの結論は、アジア各国の現在の貿易構造から見て、まだそういうところまで行くことは時期尚早だ、そういうものを持つては現在には解決にはならないというものが結論だったと私は聞いております。私自身は現在でもそうだと思つておりますが、そのときの理由とかいふようなものは局長から御説明願ひことにいたします。

○松尾(泰)政府委員 アジア諸国だけのそういう通商に關係する一つのボディを設定した。御存じのように、今エカフェという一つの組織があるわけです。御指摘のように、これは大部分はアジアの諸国であります。そのほかにイギリス、アメリカなど東南アジアに非常に利害關係の深い国も入つておるのであります。その意味において純粹に東南アジアを中心とするボディではないといふことも言えるかもしれません。しかし議論される議題は全部東南アジアに關することなので昨年の十月にも東京でエカフェの貿易委員会が開催されておる、実は私も

その日本側の代表代理を仰せつかつたわけでありまして、現在のエカフェのそういう機構は、率直に申しましてかなりうまく私は動いておると思ひます。今先生の御指摘にありました東南アジア諸国だけのボディといふことは、率直に言つて私どういふ内容のかはつきり存じませんが、もちろんそういう必要があるものならば、そういう団体を作ることもけつこくかと思ひます。さしあたりわれわれとしては国連下にあるエカフェという機構で大体十分ではないかといううに考へております。

ただいま大臣がちよつと言われたことは、実は日本でもよくいわれてゐる構想でございまして、アジア諸国内の貿易決済機構を作れないかといふことが一昨年の香港でのエカフェの委員会において議題になったのであります。もちろん賛成の国もあり、反対の国もあったのであります。要するに、現在の東南アジア諸国の貿易構造から見て、なかなか決済基金といふか、決済的なことをするにも貿易構造があまりにも複雑で、一日に申しますと、債務が累積するやうな状況になつておるわけでありまして、いわゆるアジア圏外との貿易を考慮に入れますと、圈内だけの貿易を決済するにしても非常に債務が累積するやうな格好になる。従ひまして圏外の強力な第三国がかなり大きな経済援助といふか、そういうことをしてくるならばあるいは成立すると思ひますが、なかなかそういう国を発見することはさしあたり困難であるといふことで、将来の課題として研究しようといふことになりました。そのときの議題は一応たな上げになつて

今日に至つてゐるのが現状であります。多分先生の言われました東南アジアを中心とした団体の結成も、そういうふうな決済機構等を頭にお描きになつてのことと思ひますが、先ほど大臣から説明のあつたやうな結論で今日まで至つておりました。事実問題として貿易構造上急にそういうところまではいきにくいといふのが今日の結論でございします。当時、一昨年の会議においてインドが実は一番消極的な態度を表明したといふことでもございします。

○松平委員 欧州共同体といふか、こういうやうなことがやはり相当実現の可能性ができてきて、それで私どもの想像以上に早くこれが実現するといふ方向にあるやうであります。従つてこれに對する日本の考へ方も、ただ単にあそこ域外の通商を平等にしよととか何とかいつたところでは始まらないのであつて、そういう傾向からいたしまして、やはり東南アジアといふものがだんだん一つの広域経済的な方向へいくのじやなからうか、また欧州共同体といふものはそういうものを非常にアクセラートする性質のものではなからうか、こういうういふに私たちは見ておるのであります。去年、おととしく

ことは事実であります。これはやはり一つの方向へだんだん持つていくといふ努力を日本はする必要があるのじやなからうか。ところが日本ではなるべくその問題には触れたがらないといふ態度が今までの政府の態度であります。私はそれではいけないのであつて、もう少し東南アジアの地域の中に入り込んで、その中で説得をする場合には説得も買つて出るというやうなこ

とでもなければ、なかなか日本の発言権も確立できない。こういう場合に私は思うのであって、最近の状態では一歩踏み込んで東南アジアの貿易のいろいろの不便、つまり規則とか慣行とかあるいは国内的な措置とかいろいろものがあつた場合において、それを緩和するためのやや常設的な機関とすることが、私が先ほど申しした機関であります。これは実はあなたの答弁とは違つた報告を得ている。インドがこれを欲しておるのです。ところがタイとかフィリピンというのがこれを欲していないといふことで、インドは極力これを推進しておる、こういう状況であります。従つてもう少し中へ入り込んで、どつちつかずの態度をとらず、もうそろそろ行くべき段階ではなからうかと思ふのです。たとえばサンフエドの問題にしても、この間予算委員会の問題になつて、西村榮一君の質問に対して岸さんが答弁に立つたんですけれども、こまかい問題だつたのでわからなかつたといふわけですが、あの問題についてのサンフエドは東南アジアの国でこの国も賛成していない国はない、ぜひこれはやつてもらいたい、そして東南アジアの開発をやつてもらいたいという希望であります。ところが日本はやはりどつちつかずの態度をとつておられて、こまかい態度とかかと思ふといふようなことで、アメリカとかいイギリスとかの顔をうかがいながら、これに水をかけるように、来年まで延ばすといふような提案を日本の代表はしてゐる。そういうやり方ではだめであつて、こまかで来たらもう少し踏み出していくべき時代ではなからうか。これは通産省がそれらの点につ

いてもう少ししっかりして貰つて、ほんとうに実情を把握して取組んでもらいたいと思ふ。他人まかせ、外務省まかせだといふようなことではいかぬのじゃないか。サンフエドの問題もどこの国も要望してゐるのであるから、あの機関を作つて、東南アジアの投資をしていく。最近聞くところによると、アラビヤ・グループが寄りまして、自己資金を得て、それを国連に持ち込んでアメリカその他の援助を得てアラビヤ開発銀行を作るといふ動きが相当活発になつてきておられます。すると、東南アジアにおいても何らかの機関を作つて、東南アジア開発投資の機関といふようなものを作る必要があるのではなからうか。世界銀行とかあるのは昨年できました IFC ですが、IFC は世界全般的なもので後進国といふことになつておるとは思ひますけれども、しかし広域経済という立場からいふならば、そこに日本が出ていって、東南アジア開発のために援助してやる、これだけ働いてやつてゐるんだ、こういう態度があつてほしい。今までのようにちやうど東西貿易のまん中に立つておるような格好で、どつちつかずでふらふらしてゐるから、どこにでも飽きられてしまふ。こういうことを二、三年繰返してきてきたのが日本の態度であります。これでは私はだめだと思ふ。もうこまかで来たらそろそろ日本は東南アジアに身をもちつて中へ入り込んでいくという決心を政府自身がきめられる必要があるのではなからうか、こういう印象を最近深く持つてゐるのです。それは先ほど申しした欧州共同体と、それからアラビヤ・グループの行方とするとところのアラ

ビア開発銀行、こういうものと関連しましてその感を深くしておるのです。が、これに対する大臣の所見を一つ伺いたい。

○水田国務大臣 考え方は私は全く同感でございます。これは一つ研究させていただきます。

○福田委員長 加藤清二君。

○加藤(清)委員 時間がだいぶたつておりますので、私は簡単にただしいと思ひますから、お答えの方も簡単に一つお願いいたします。

第一番に承りたいことは、岸内閣はこれを受け継ぎ、これを実行すると言つて、石橋財政を継承することをお約束されたわけでございますが、本年度の通産行政の内容を瞥見いたしますと、やはりそのことはうかがわれるようにございます。そこでお尋ねしたいことは、石橋さんはかつてこの大臣でいらつしたときに、常に拡大均衡といふことを言つておられたのでございまして、今度の大臣はやはり拡大均衡の政策を受け継がれる意思がありますかありませんか。

○水田国務大臣 受け継ぐ意思でございます。

○加藤(清)委員 しかればその拡大均衡を貿易面にとりまされたならば、それは一体どの国の方向に向つてどのよう拡大均衡をとられようとするか、そのウエイトを置いていらつしやることろだけ一つ……

○水田国務大臣 結局どこの国とも貿易を拡大するつもりですが、特に入超になつてゐる国に対して積極的に貿易を拡大するという方針をとりたいて思つております。

○加藤(清)委員 私もその入超になつてゐるところのバランスをとるといふ大臣の御意見には賛成でございます。そこでお尋ねしたいことは、入超の一番の親玉は何といつてもアメリカでございます。すでに五億ドルの赤字というのが慢性的になつておられて、去年、おとしの努力によりまして、やや輸出が伸びたといふものの、並行して輸入も伸びておられて、通産省の統計によりまして、去年度なお二億ドル以上の赤字でございます。これを一体どうやつてバランスをとらうとなさいますのか、要点だけを一つ……

○松尾(泰)政府委員 お話でございますが、実はいろいろな努力の結果、対米貿易におきまして、均衡といふところまでいくにはまだ相当の年月を要するかと思ひますが、だいたい拡大しつづつ均衡の方向に近づいてきたといふふうに実は見ておるわけでありまして、たとえば五四年におきましては輸出入一対三であつたわけでありまして、今日のところは大体一対二よりもまだもつと改善をされておると思ふので、四対六くらいなところまで来ているのじゃないか、こういうふうな考えがあるのでございます。何分日本の経済規模の拡大に伴ひまして、いろいろ原材料の輸入が非常にふえて参つております関係もありまして、特にアメリカから輸入してゐるものにつきましては、いづれも重要物資でありまして、輸入を押えるといふようなことは事実問題としてできないような商品ばかりであります。従ひまして結局はやはり輸出を伸ばすといふことで考えなければいかぬわけでございます。先生十分御

存じのうちに、一昨年以来綿製品の問題が実は起りまして、いろいろ紆余曲折の結果、本年初めに話がまとまりまして、輸出調整をいたすことになつたわけでございますが、もしかりにあつたことがなければ、こういう調整をしないといふことになれば、こういう調整があつたかよりもより以上の悪影響があつたかと思ひますが、数量的には確かに綿織物、綿製品につきましてはかなり減つて参りますが、率直に申しまして、金額的にはさほどの影響はないのではないかと今ふりかへておる次第であります。その他の品目につきましては、何分人口一億六千万でありまして、生活水準も日本の大体十倍の国であります。購買力は非常に旺盛であります。また東南アジア諸国と違ひまして、為替管理とかあるいは輸入制限といふようなことをやつておらぬ国でありますので、日本の売り方次第ではまだまだ輸出は伸びるのではないかと私は思ふのであります。こゝに、二年に對米輸出は実に倍にふえてゐることとは先生も御存じの通りであります。が、綿製品のようなものにつきましては、かなり急激に短日月の間に特定商品に集中をいたしましたために、アメリカの中小企業との衝突の結果、あつたやうな問題が起つたわけでございます。今後はできるだけあつた一品目に集中することを避け、いわば品目を多様化しつづつ進み、またあつた自由な国でございまして、調査、宣伝活動を活発にし、もちろんあつて経済外交を強力に展開して参り、PR活動を積極化いたしますならば、まだまだ輸

出は伸びるのではないかと思つてゐる。三十二年度におきまして、大体これは事務的な目標ではございませうが、七億ドル程度の輸出を対米において確保したいということで進んでおる次第であります。

○加藤(清)委員 通商局や繊維局の日夜を分たぬところの御努力に對しては、私は常に敬意を表しております。ところが問題は、もう日米間の輸出を伸ばすということは、事務当局だけの手では届かないところにたくさんさんの難点があるわけでありませう。その障害は大にないしは総理大臣の腕でなければとていつ届かないところにあるわけでありませう。そこで岸さんも、きのうの発表によれば、ぜひ一つこのたびは米國に行つて貿易の問題の諸障害を除去しよう、こういうことを言うておられるわけでございます。そこで大臣は日米通商航海条約、これを改定する気持があるかないか。ちやうど大臣が安保条約や行政協定の改定の時期にきてゐる、その準備段階にきてゐる、こういうことを言うて、その準備のために渡航しようと言つておられますが、大臣、あなたは輸出を伸ばそうという場合に、日米通商航海条約の改定について、どのようにお考えでございませうか。

○水田國務大臣 私は、通商航海条約自体には現在のところ大きい障害はない、その障害によつて輸出の抑制傾向ができてゐるとかいう問題じゃないと思ひますので、この条約は変えなくていいのじゃないか。今おっしゃられたような、もつと外交的な問題、いろいろなところで今後輸出を伸ばす手を打つ余地は十分ございますが、この航

海条約自身は非常に當時としても日本として満足した条約でございまして、今それによる支障というものは特別現われていないと思つておられます。

○加藤(清)委員 そうおっしゃつて逃げられるだらうと思つてお尋ねしたわけなんです。実は満足したものだ、こゝろおっしゃつて見えまするが、日米友好通商航海条約に両國の人も、商品も、同等の待遇を受けるということになつておる。ところが日本の綿製品はサウス・カロライナにおいて果して同等の待遇を受けたか受けなかつたかは、あなたの方がより御存じだ。これに對して向うの言ひ分は、これは州の法律によることであるからやむを得ないと思つておる。日本國に對しては同等の待遇を要求し、日本國はまた同等の待遇を要求し、今や薩摩川等によつて日本の会社の株主が自由に取得されることになつておる。同等どころじゃないのですよ。日本において経済活動をするところの経済人は、日本人よりも税金が安くされておるじゃないか。それをあなたは御存じのはずなんです。それをあなた、満足した——冗談言つちやいかぬですよ。それであなた日本人といつたら、とんでもない話なんだ。アメリカの出張員であればそれより答えもけつてございませうけれども、この綿製品の制限の折に、こゝろいう法律がありながら、こゝろいうことが行われておる。こゝろいうことは、つまり言へばこの法律は無視されておるといふことなわけです。この法律は欠陥があるといふことなんでしょう。それをあなたはほおかぶりしておつて、どうして向うに輸出を伸ばすことができませうか。ところがそ

ういうふうにおつしやるならば、御承知の通り絹は火がつくから買ひませぬ、こゝろ言つておる。明治以来盛んに向うでは愛用された。それに従つて、こちらの工業過程までがそのようににむけられてきた。そのものが今になつたらもう火がつくから買ひませぬ、綿製品は安過ぎるから買ひませぬ、こゝろ言ひ。サケ、マス、タラのカーン詰めについてはいけちをつけて関税を上げるという。陶器の方も、パンブー・チャイナその他の問題でもこれまたけちをつけて、そしてこれも買ひませぬ。いやどうしてもよけい出したいというなら、おれは関税の方でひつかけて反抗するぞ、まるで桂馬を張られて飛車角どちらかをよこせというと同じだ。それをあなたはこれで満足してゐる、御存じなくしておつしやるのならばいざ知らず、保守党の政調会長を長年お勤めなされたあなたが御存じないはずはない。こゝろ答へにくいからやむなくそうおつしやつておられるんでは、しょうが、しにくいといふことはやがて貿易の面にも、内政の面にも、かの國から干渉があるといふことを如実に示したものだといふことを得ない。一体この点について、あなたはどうかお考えになられますか。

○松尾(憲)政府委員 ちよつとかわりまして通商航海条約について……

○加藤(清)委員 大臣に聞いてゐるのだ。

○水田國務大臣 今言つたのが通商航海条約自身の欠点であるかどうかは、これは別でございませうので、その間の事情を局長から答へさせませう。

承知の通り州の法律によつて、州はそれぞれ独立した経済活動が営めるようになっておる。ところがこの法律は合衆國との間の協定なんです、条約なんです。従つて州が独立して個々にいろいろな経済行為を行い、その結果日本商品なり日本の経済が不利をこうむつた場合には、決して同等な待遇とは言へないはずなんです。それが現に行われただのだ。だから欠陥があるといふ言ひ。法律にその欠陥があるといふならば、あなたたちはなぜ、労働法をすぐにはぼんぼんと修正し直すような勢いとなしなすかといふ。これに對しては臨みに

○小室政府委員 州法の問題を取り上げての御質問であります……

○加藤(清)委員 いや私は大臣に聞いてゐるのだ。

○水田國務大臣 その欠陥があれば改正することに骨を折りますが、現在のところは、その欠陥にぶつつかつた欠陥ではないと思ひます。

○加藤(清)委員 稱してそういうのを、はつても黒豆とこゝろ言ひ。時間がないうでございませうから水かけ論をやつてもいけません、片一方で日本の輸出品に對してはかように不当な行為を受け、決して同等の待遇でない。今度は輸入される物資について、先ほど松尾通商局長はいずれ劣らぬ重要品でありまして、これを削減することはできませんと言ひ。こゝろともである、その通りなんです。しかし私が見ましたところによりますと、必ずしもそでないといふものも、なお無理に輸入されようとしてゐる事実がたゞさある。一例を申し上げますとフレ

キシボード、これは世論によつて事なきを得ました。ところがパインのミシンの問題においては、通商大臣はそのようなものは入れないと御答へあそばさつたにもかからず、なおそれが生きて今日堂々と市販されるようになっておるのでございませう。また映画のフィルムのごときは、少しこれの外貨を削減しようといひますと、すぐにジョンストン何がいとおえらう方が、大使の資格をもつてお乗り込みあそばさされてさういふことは相ならぬといふわけで、パーティなり何なりをお開きあそばされるところがもともと通りになつてしまふ。もともと通りとは何かといへば、これはマッカーサーが占領政策の折に、教育の目的をも兼ね合せて大量にアメリカ映画を日本へ導入する基を築いていかれた。それが年々歳々ふえる一方なんです。実績割当。他の國のフィルムについては、これはボリナスその他の制度もありますけれども、実際はふえないようにできてゐる。映画館がふえる、この映画がふえるたびにアメリカのフィルムがどんどんふえるようになってきた。こゝろだけアメリカのマッカーサーの占領時代そのまゝが行われてゐる、こゝろいう状況でございませう。次にあなたの御存じの余剰農産物もまたしかりと言ひたいところでございますが、これはまた別の機会に論ずるといたしまして、一例をあげてみればかくのごとく、日本ではもうこれ以上要りませんといふものでも、なお何かほかの目的をも兼ね合せられての御好意かもしれませうが、どんどん内地へ内地へ入るようになっておるのでございませう。時計の輸

入のごときについてもそういう点がなきにしもあらずでございますが、あまり大臣に対する質問としてはこまかくなりまして、一を聞いて十を知つていただく大臣のごときでございますから、ここをもつて日本人的判断をして、日本人的な御答弁をわすれられたいでございます。

○水田国務大臣　そういう御指摘の問題はあらうかと思ひますが、これはひとりでドル地域だけの問題ではなくて、現在各国との協定でもそういう問題がほとんど全部つきまとつた問題でございます。今度の日英協定を見ましても、日本の貿易をふやすためには、日本ではこれが必要ないと思ふものも買ふことによつて、貿易がふえるという問題が現実にあるのですから、そういう意味で各国とも必要なのはもう日本で一切締め出すのだという政策一点張りではない。むしろそういうものを必要によつては若干日本が犠牲を払つて入れることによつて、日本のものを今度輸出するの役に立つてゐるのですから、方針としてはなるだけそういうものは入れないという方針をとつておりますが、この方針通りには現在あらゆる地域との貿易に対してもいってありません。先ほどのお話でございますが、なるだけアメリカとの貿易は均衡させようという方針で、この二、三年来非常な努力によつて日本の輸出をふやして、バランスはよくなつてきております。そこで私もはなるだけこのバランスをよくするために、ドル地域からあまり物を買わないで、なるだけ輸入をポンド地域へ振りかへようという政策をこの一、二年とつたのですから、その結果日本の外貨状況から見

して、ポンドは非常に足らなくなつてゐるというところに今ぶつかつておりますから、ただこの収支を合わせるというだけで貿易政策をやつていけない面も今年度に出て参りましたので、また都合によつてポンド地域から買ふものを無理しないでドル地域から買ふように、私も方針を変えなければならぬ、私どもは方針を変えなければならぬ、いふかもしれないというところ、にぶつかつておりますから、輸入国、特に輸入超過国について、私どもは積極的に輸出を伸ばすという方針ではあります。そういうような事情のため、実際に輸出において、またバランスを少し悪くするという方向にならぬとも限らないと思ひますが、これは日本の貿易政策全体から見てとる態度です。ここでも必ず今度は去年よりもっと多い改善ができるというふうなことは言い切れないのではないかと思つております。

○加藤清委員　大臣のおっしゃることもわかるのです。売るためには買わなければならぬし、よらば大樹の陰で、私は何もアメリカとの貿易をやめなさいとか、買ふことをやめなさいというところを言うておるのではないのです。ところがあなたが赤字を解消するに賛成して私は論を進めておるわけでございます。つまりいやだ、きらいだ、買いたくないというものはなるべく買わないようにした方がいいじゃないか。それから別に相手国に対して不利だとか、あるいは害を及ぼすような行為は避けなければならぬけれども、それでなくてほんとうにこの品物ならば世界じゅうどこへ出しても恥かしくない、りっぱなものだ、やがてこ

れは相手国の国民に恩恵を与える結果を生ずるものである、こういう商品に對してはまだまだ伸ばすべきではないか。そういうなければあなたのおつしやつた赤字、特に二億余に及ぶところの赤字は解消しないと思ふ。またこの解消も何も全部が上り坂ではなくて、商売でございまして、ときに上つたり、下つたりもあるでしょう。それはわかりません。しかしあなたが大臣に就任なさいますと、その赤字を解消するとおっしゃいますならば、かりに一時は縮んでも、やがて伸びるところの基礎がなければならぬわけなんです。それは一体どう行われているか。私は、少くともアメリカ国に對して、日本のどれくらい機械とかあるいは原子力の品物を買つてもらいたいというふうな、大それたことは考えておりません。日本の国でできるもので、世界じゅうどこでも喜んでもらえるもの、繊維が幾らでもあるではござい

せんか。私はこの綿製品のごときはまだまだ伸ばしてしまふべきだ、この際制限すべき時期ではない、こう考へております。なぜかならば、輸入されまう原綿の量と輸出された綿製品の量とを比較したとき、少くとも輸入総数量、歩どまりをぐつと低く見ましてもおお百分の一、去年のようには二億スクエア以上伸びましてもおお二十五分の一程度のものではございませう。あなたはそれくらいのことには御存じでしょう。それから次に加工される過程をながめてみますと、電機もまた向うのパテントが多いのだ。ワンダラー・ブラウスを作る工業用のミシンはシンガーなんです。これはやはりアメリカのものなんです。日本で加

わつたものは何かといへば、努力と技術と英知だけなんです。わずかに紡績資本が入つてゐるだけなんです。いわば向うとのあいこのなんです。しかもその結果は、安く品物がよろしいといつて、向うの国民も喜んでくれた。喜んでくれたからそ伸びたんです。それを何かがゆゑにそんなにしなければならぬのか、百万表以上の原綿の買付、加ふるに余剰農産物を入れます。以上は日本から買える。何も遠慮する必要はないじゃないか、何がゆゑにそんなに遠慮しなければならぬのか。そのおかげでこちらは十九品目から何からずつと輸出管理令を変えてまでも手かげんを加へ、なおかつ設備の制限までして、網においては自主調整までやらして、せつかつく大事な機械をスクラップ・ダウンまでさせて縮小々々をやらせようとしておる。こんな悲しい現状がありますか。少くとも日本人として考えた場合に、もつとここは何とか手を打つてしまふべきじゃないか。そこで大臣にお尋ねしたいことは、せつかつく總理大臣が経済その他の用務を帯びて外國特にアメリカへお行きになるといふこととございしますから、大臣としてはほんとうに経済のわかるところの經濟大臣と一緒に行政のわかるに御努力をなさつていらつしやいますか。いらつしやいませんか。またそういう気持はありませんか。總理大臣と同行する經濟大臣をアメリカに派遣して、このでこぼこを改正する意思ありやいなや、こういうことです。

○水田國務大臣　岸外務大臣が前に言つたのは、東南アジアへ行くというお話でございました。そのときは東南アジアのいろいろな貿易問題がございしますから、一緒に行こうというので同行するつもりでしたが、急に方向が變つて、今度は米國行きということになつて、それについてのいろいろの相談はまだしてありませんが、必要とあらば私も行つて今おつしやられたような方向への交渉はしたいと思つております。

○加藤清委員　この問題についてはいづれ他の機会にもつと詳細にわたつてお尋ねしたいと思ひますが、時間の關係上の方へ参ります。

東南アジア貿易については、ただいま同僚委員から質問がございましたので、これはしばらくおといたしまして、私は次に中國の問題についてお尋ねしたいと存じます。中國貿易もやはり大臣のおつしやりましたように、これは輸入超過の部類に属するようでございます。伸びた伸びたといひましても、これは遅々として進んでいないという方が正しいようでございます。輸入八千万ドル、輸出三千万ドルからやや伸びまして、双方合せて一億五千万程度に伸びてはおりますけれども、その内訳は輸入の方が多きようでございます。ところでこの輸出の伸びない原因は、決して日本の商品が悪いわけではございません。悪かつたのは見本市における何がしの問題だけでございます。中國の方もほしいと言ひ、日本も出したと言ひ、ところがこれが人為的障害によつて阻害されてゐるわけでございます。もともと輸出超過の國であつた中國が、戦後において輸入超過であるといふことは、まことに奇現象でございします。その奇現象の原因が人為的障害——その人

為の障害はいろいろございしますが、最たるものが一にかかつて大臣の腹いかにあるわけでございします。第一がココム緩和でございします。第二は日本政府の態度でございします。特に特認のごときは政府がその権限を握っていらっしゃるわけでございます。日本政府で中国との貿易で一番障害になっているのは通産省ではなくして、外務省のところでございします。ブレーキをかけるどころでなくて、むしろストップ命令までかけていらっしゃるようでございします。第三の人為的障害は日本の商社それ自体にあるようでございします。この解消は総理大臣の演説にも、あるいはきのうの外国記者との会見の発表にも含まれておりましたが、通産大臣はどうかお考えで、どこをどう打開しようとおっしゃいますのか、この点を伺いた

い。
○水田国務大臣 コムムの制限緩和につきましては引き続き努力するという方針でございます。それから今この障害となつてゐるのは外務省と言われていますが、そういう事実はございしません。結局商社の問題もこれは向うが国営貿易ですから、こちらでもできるだけ窓口を一本化す方向へ指導する。問題は、やはり現状のままでは伸びないという問題がたたくさんございしますので、この障害を取ることがさしずめ必要と思ひます。決済方法に関する事、それから貿易方式に関する問題、この二つを今度の第四次協定のときに改善するというところによって相当貿易の事態が変つてくるのじゃないか。それからさらに、今そのために問題になつてゐる代表の交換というものについての障害を除くようなことをやれば貿易が相

当軌道に乗つてくる、こういうふうに思ひますので、その方面に今度は特段の努力をしたいと考えております。
○加藤(清)委員 だんだんの御説明でございします。外務省は制限していない、そういうことはないとおっしゃつたのは、これはあくまで抗弁で、もしあなたがそうおっしゃるなら、私は具体的実例をたくさん持つておきますから、ここにそれを提示してもつけようでございします。現にやつてゐるのでございします。このコムの原因がどこにあるかはよく御存じでございします。アメリカは、日本商品を買ふアメリカ国へより多く伸ばすというところについてはときどきブレーキをかけておきながら、中国に対してはブレーキをかけるようでございします。中国へ渡ろうとすると、アメリカ大使館がやつと来い、こういうわけで、何しに行くんじやというので、時折サウンドなざるようでございしますが、そういうことをされまると、よほど気の強い人でないとおぼし上つて、もうあきらめてしまふことが多いのです。かゝつて加えて外務省のお役人さんがそれに輪をかけて、別な面でも損するぞよというふうなことを言われまると、それではやめておきましようか、こういうことになつてしまふのじゃないか。私がなぜこういふことを申し上げるか。おししますと、これはすでに日中協議におきましてもあるいは国際貿易におきましてもだんだんの話し合いが着々進んでおる状況でございしますが、要点を言へば、今にして中国の貿易を伸ばさなければ悔いを千載に残すおそれが十分にあるというところでございします。な

ぜかなれば、御承知のように中国の五カ年計画といふものは四年で完成いたしました。すでに第二次計画に入つておるものもあります。これが第一次五カ年計画の完成の跡、あるいはまた完成されようとしておる跡をながめてみますと、その工場、その設備は一体どこで作られたものかと調べてみますと、それが何と、メイド・イン・USAであり、メイド・イン・ジャーマニーであり、メイド・イン・イングラ

ンドである、こういうことでございします。その他、その他もありまうけれども……第二次五カ年計画がもし行われて、そのまた設備がそのような状況で進んでいったらとしますと、やがて日本が何の障害もなく貿易ができるころには市場が向うの機械で一杯に埋まつてしまつて、こちらの割り込む余地が全然ない。スベアの注文を受け取つても、そのスベアは外国製品のスベアなるがゆゑにコスト高になつてしまつて、スベアもなお受けることができない、こういう状況になることが非常に恐ろしいからでございします。目下でありますならば、電気通信器材あるいは繊維等々にしましても、日本のスタイル、日本のタイプで行われておるものがまだ数多くあります。従つて向うも今の時期にスベアがほしいし、同じケースのものの追加がほしい。でき得れば同じケースのものがな高度の機械がほしい、こういう状況でございします。それが全部他の国のものに置きかえられた後においては、死んだ子の年を数えるやうな結果に相なるのではないかと。従つてコムの制限緩和は目下の急務である、こう考へるのでございします。

そこで今年度一体ココム緩和の努力と、それから政府が握つておる特認の権限、これによつてどの程度のものを許そうとなさいますか。あるいはその程度が言えなければ金額でもつけようでございします。輸出の総金額はどの程度に押えようとなさつていらっしゃるのでしょうか、この点を一つ。
○松尾(義)政府委員 三十二年の対中共輸出の見通しでございしますが、御存じのように近く中共との間に通商交渉が民間で開始をされるので、それとの関連もございします。数字等を申し上げるのはいかがかと思ひますが、協定をされる額等は別に考えますと、今の趨勢を伸ばしていくならば、九千万から一億ドル程度のものはいくのではないかと、これは一応の推測にすぎません。従つて別段協定がその額でやられるだろうとかなんとかいうことは全然無関係に、一応今のままで推移するならばその程度になるんじゃないかというふうな考えです。
○加藤(清)委員 今までのお答えは私もさうだと思ひます。そこで総理大臣も緩和したい、それから通産大臣も緩和したい、いろいろおっしゃるんですから、何らかのめどがあつたに違いないと思ひます。めどなしに、ただ標語でございしまししょうか。緩和したい、伸ばしたいといふことは、これは標語でございしますか。めどだけでもつけようでございします。

ルなり何なりは商社の内部に原因があると思ひます。本委員会におきまして中国に関する輸出入組合法を制定して、発足して以来約一年ちよつと積み上げておりますが、この商社それ自体を強化するおししまししょうか、改善すると申しましようか、向うの国は窓口が一本で、こちらは大きいのがたがた行く。特に商社のみならず、地方の参観見聞に行かれた方までがオファーをもらつてくる等々のことで、いろいろなトラブルが起きておるのでございします。ところが目下の輸出入組合の状態では、とうていこれを円満に收拾することは不可能のようでございします。これに對して日本の方も、窓口を一本化するとかあるいはもつと統一されたりつばなものを作るとか、そういうお考えはございせんか。

○水田国務大臣 結局そういう事態を改善するには、私はやはり民間の貿易の代表団といふものが駐在し合うことによつて、その点が相当改善されると思ひます。と同時に、こちらとしましてはやはり現在の輸出入組合を強化して、これがその統制に當るといふことにするのが一番いいと考えますので、この組合の強化をどういふ形でやつたらいいかというのを、ただいま検討してゐる最中ではございします。
○加藤(清)委員 民間駐在員の交換でございしますが、それはもつともでございします。それじゃお尋ねしますが、この民間駐在員を交換するに當りまして、障害はどうか目下のところではこちら側にも多いようではございします。そこで詳細にこれを聞きたいのですが、それはちよつと答弁がしにくくなる点もあるでございしまししょうか聞

き

ませんが、ただ時期だけを承わりたい。民間の代表部が本年度のいつの時期に設置されるであらうか。これはやがて今年行われます兩國の見本市にも大きな関係を持ちますので、ぜひその民間代表部設置の時期くらいはめどがあると思ひますから、それを承わりたい。

○水田國務大臣 それはまだきまつておりません。

○加藤(清)委員 それはやはり海のものとも山のものともわからぬ、標語程度でございますか。事実民間代表部を設置しようという努力は続けていただけですか。せめてそれだけなりとも……

○水田國務大臣 努力じゃなくて、これを設置する方がよいという意見は、大体政府でもきまつております。

○加藤(清)委員 いいということだけならば、それはきめる必要のないこととして、その努力をどうなさるか、その努力はいつの時期に実を結ぶかが問題ですが、それは答へにくいこととございましょうから、それでは遠慮しましょう。

それに関連いたしましたして、それではもう一つだけ具体的にお尋ねいたしますが、私は中国の貿易を伸展させることはやがて先ほど大臣のお答へになりました東南アジアの貿易を伸展させる大きな基礎になると思ひますのでございませう。なぜならば、御承知の通り東南アジア諸国の経済の實権を握っているのは何と申ししても華僑でございます。この華僑は今やいずれの國へ參觀交代し、いずれの母國へ参つてゐるかはすでに御承知の通りでございますし、これと相呼応することく、周總理

がその地区を先般つぶさに回られて、友好親善の實を進められたことはあなたもよく御存じの通りでございます。そこで日本としては、今まで民間人がずいぶん向うへ行きましたが、向うの言い分でも、悲しいことには政府の直接の担当者はいまだかつて来られたこともなし、また当方から行くとしても、そのような受け入れ態勢ができていない、これは貿易を伸展させる上において非常な障害の一つである、こういうことでございまして、そこで大臣は、アメリカその他の國へ總理大臣が訪問なさると同時に、同様な意味をもつて中国へ訪問なさる意思はありますか、ありませんか。

○水田國務大臣 今のところはございません。

○加藤(清)委員 要人の行き来なしで見本市を開き貿易を伸ばそうということは非常に困難である、貿易を伸ばすにはその國の要人が話し合ふなければならぬというところは、淺沼書記長の參觀交代かという質問に対して總理大臣がはつきりとお答へになったところとでございます。従つてその必要性は大臣も認めていらつしやるのでございませう。そこでもしあなたにないしはあなたの使命を帯びた人が行くという気がないならば、相手國のそれ相当な方、たとえば周總理であるとか南漢宸であるとか、こういう人を迎える用意はありますか、ありませんか。

○水田國務大臣 御承知のようにまだ日本と中共とは國交が回復しておりません。従つてこういう純經濟的な問題においても、まだ政府同士の話をできる仲になつておりませんので、民間ベースでいろいろな交渉するという段階

でございますので、そういう政治的な問題となりやすい向うのたゞは周總理の訪問を受けるとか、こちらから同様な總理が向うへ行くというような関係は、現在最も不適当な段階にあるというふうに思ひますので、そういうことを現在こちらでも考へておりません。

○加藤(清)委員 國交が回復されないから、政府の要人その他は訪問をしない、訪問も受けない、こういうお言葉はおそれながらそのまま受け取るわけにはいきかねるのでございませう。なぜならば、日ソの國交が回復する以前に、河野さんを初め要人があちらへ行かれたことはよく御存じの通りでございます。ここにいらつしやる西村さんもすでにその卒業生でございます。そこで、純經濟的な目的をもつて行われる場合は別にさまで大した影響はないと心得ます。もしその障害が日本國にありとするならば、一体どういうところにあるのでしょうか。

○水田國務大臣 河野さんがソビエトへ行つたのは、國交を回復しようという目的で行つたのですから、今の場合は全然別だろつと思ひます。日ソの國交問題は、御承知の通り日本だけで解決できる問題じゃない。國際的な政治問題となつておるものでございまして、中國に対する國連の立場も變つておりますし、國連に加入した日本が単独にそういう政治問題に対して動くことは、日本の外交そのほかに非常に大きい影響を持つわけでございます。その影響を軽く行動できないという考慮から、そういう問題は考へていないわけでございます。

○加藤(清)委員 同じ國連に加盟しているイギリスは、オールドパー卿を北京に駐在させております。イギリスの通商産業大臣が二十数名の經濟關係の人を連れてかの地を訪問されたのはすでに二年昔のことでございます。同じように國連に加盟しておる國であるにもかかわらず、日本にそれができないというところは、それ以外に何か原因があると思ひますが、それもここで言いくればあえて大臣を責めようとはいたしません。

時間がないようでございますからあと二点だけお尋ねしますが、北京と東京とを結ぶ航空路の問題がございませう。この原因その他は言ひませんが、そういう用意があるかないか。見本市が開かれます場合に政府は六千万円の補助金を出すというのを仰せられますけれども、これはかの地の見本市に対する補助金のようにございませう。去年と同じように名古屋と福岡で中國の見本市が開かれることになつておりますが、これに対して政府はどのようにされますか。さわらぬ神にたたりなしで、冷たい態度でございませうか、それともあなたのおっしゃつたように、貿易を伸展させるため何らか具体的な援助をなさうとしていらつしやるのか、とお尋ねするのは、日本の商品見本市を北京、上海で開くに当りまして、経費その他の問題で、向うの会場費や輸送費をいく少額に軽減してもらつた例が実はこの間あつたからでございます。

○松尾(泰)政府委員 名古屋、福岡に中共の方の見本市が開かれるということは、話を伺つておるのであります。これは実は關係地方庁から別段予

算的なめんどろをみてくれというふうな御依頼が全然ございませうし、また話もつい最近のことでありまして、大体予算編成が済んだあとでございますので、今のところわれわれの方は予算的に御援助する余地がないのでございませう。しかし、實際問題といたしまして、物を持つてお入りになりますので、その場合の為替の許可なりあるいは販売の許可というふうな手続きが要るわけでございますが、そういうような面ではできるだけお手伝い申し上げたい。財政的には今のところ全然考へておりません。

○加藤(清)委員 時間がないようですからもうこれでおしまいにいたします。実は纖維産業の問題、その他ジェトロの問題、市場競争力の強化からくる価格の安定策とか、外貨割当の問題とかいろいろお尋ねしたいことがありますが、これでも、この問題は他日法案審議と兼ね合せてお話し願いますれば本日はいまうこれで皆さんに協力したいと思ひます。

○福田委員長 次会は来たる三月五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十七分散会

第一類第九号 商工委員會議録第八号 昭和三十一年三月一日

一五

昭和三十三年三月五日印刷

昭和三十三年三月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局